

三重県業務委託共通仕様書 平成28年11月 一部改正

- | | |
|-----------------|---------|
| ◆測量業務共通仕様書 | P 1～P 3 |
| ◆用地調査等業務共通仕様書 | P 4～P15 |
| ◆地質・土質調査業務共通仕様書 | P16～P19 |
| ◆設計業務等共通仕様書 | P20～P28 |

三重県県土整備部

測量業務共通仕様書（H28.11月） 新旧対照表

章	条、項目	現行条文	新条文	摘要
1	第3条 受注者の義務	第3条 受注者の義務 受注者は、契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。	第3条 受発注者の責務 受注者は、契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。	語句の追記
1	第7条 設計図書の支給及び点検	2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。	2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督員に報告し、その指示を受けなければならない。	語句の削除
1	第9条 現場代理人等	8 主任技術者が県発注の業務委託において・・・	8 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。 9 主任技術者が県発注の業務委託において・・・	新設 条項のずれを修正
1	第10条 担当技術者	1 受注者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。	1 受注者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。	語句の追記
1	第11条 提出書類	3 契約時又は変更時において委託料が100万円以上の業務の実績は、以下の各号により登録を行わなければならない。 (1) 受注者は、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。 また、受注者は、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。 ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。	3 契約時又は変更時において委託料が100万円以上の業務の実績は、以下の各号により登録を行わなければならない。 (1) 受注者は、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。 また、受注者は、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。 また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。 ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。	追記

測量業務共通仕様書（H28.11月） 新旧対照表

章	条、項目	現行条文	新条文	摘要
1	第11条 提出書類	<p>(2) 農林水産部が所掌する農業農村整備事業の業務は、前号によらず、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRS）に基づき、受注・変更・完了時に登録データを作成し、受注時は契約締結後 15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後 15 日（休日等を除く）以内に、監督員に電子メールで送信し承認を受けるものとする。</p> <p>また、後日、登録機関から電子メールで送信される、「AGRS 登録結果通知」を監督員に提出するものとする。なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>(2) 農林水産部が所掌する農業農村整備事業の業務は、前号によらず、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRS）に基づき、受注・変更・完了時に登録データを作成し、受注時は契約締結後 15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後 15 日（休日等を除く）以内に、監督員に電子メールで送信し承認を受けるものとする。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、後日、登録機関から電子メールで送信される、「AGRS 登録結果通知」を監督員に提出するものとする。なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	語句の追記
1	第13条 業務計画書	<p>2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 業務概要 ～ (10) その他</p> <p>※業務組織計画には、業務内容とその担当者名等を記入すること。</p>	<p>2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 業務概要 ～ (10) その他</p> <p>※業務組織計画には、業務内容とその担当者名等を記入すること。</p> <p>(2) 実施方針又は(10)その他には、第32条個人情報の取扱い、第33条安全等の確保及び第37条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。</p> <p>また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。</p>	追記
1	第15条 関係官公庁への手続き等	-	<p>3 受注者は、測量法第十四条（実施の公示）、第二十一条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第二十三条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第三十七条（公共測量の表示等）、第四十条（測量成果の提出）等の届出に 必要な資料を作成し監督員に提出しなければならない。また、規定第15条に基づく測量成果の検定を行い、測量法第40条に基づき、公共測量の測量成果を国土地理院に提出作業を行う。</p>	新設

測量業務共通仕様書（H28.11月） 新旧対照表

章	条、項目	現行条文	新条文	摘要
1	第16条 地元関係者との交渉等	<p>3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、監督員に報告し指示があればそれに従うものとする。</p> <p>5 受注者は、前項の地元協議により既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて変更するものとする。</p>	<p>3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督員に報告し指示があればそれに従うものとする。</p> <p>5 受注者は、前項の地元協議により既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、監督員の指示に基づいて変更するものとする。</p>	<p>語句の削除</p> <p>語句の追記</p>
1	第17条 土地への立ち入り等	<p>4 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業終了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p>	<p>4 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業終了後10日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p>	<p>語句の追記</p>
1	第22条 条件変更等	<p>2 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。</p>	<p>2 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。</p>	<p>語句の削除</p>
1	第25条 一時中止	<p>1 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。</p>	<p>1 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、測量業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。</p>	<p>語句の削除</p>
1	第29条 再委託	<p>2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては発注者の承諾を必要としない。</p>	<p>2 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業、その他特記仕様書に定める事項とする。</p>	<p>新設</p>
1	第31条 守秘義務	<p>2 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。</p>	<p>2 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。</p>	<p>語句の削除</p>
1	第37条 行政情報流出防止対策の強化	<p>1 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。</p>	<p>1 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第13条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</p>	<p>語句の修正、追記</p>

用地調査業務等共通仕様書（H28.11月） 新旧対照表

章	条、項目	現行条文	新条文	摘要
		用地調査等共通仕様書	用地調査等 業務 共通仕様書	語句の追記
1	第1章 総則			
1	第1条 趣旨等	<p>この用地調査等共通仕様書（以下「仕様書」という。）は、三重県が土地等を取得、若しくは使用する（以下「取得等」という。）に当たり、又は工事の施工に起因する地盤変動に伴い生じた損害等に係る事務を処理する際に必要となる測量、調査及び補償金額の算定等（以下「用地調査等」という。）を補償コンサルタント等へ発注する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。</p> <p>2 業務の発注に当たり、当該業務の実施上、この仕様書の記載内容により難いとき又は特に指示しておく事項があるときは、この仕様書とは別に特記仕様書を定めることができるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。</p>	<p>この用地調査等業務共通仕様書（以下「仕様書」という。）は、三重県が土地等を取得、若しくは使用する（以下「取得等」という。）に当たり、又は工事の施工に起因する地盤変動に伴い生じた損害等に係る事務を処理する際に必要となる測量、調査及び補償金額の算定等業務（以下「用地調査等業務」という。）を補償コンサルタント等へ発注する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。</p> <p>2 業務の発注に当たり、当該業務の実施上この仕様書により難いとき又はこの仕様書に定めのない事項については、この仕様書とは別に特記仕様書を定めることができるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。</p>	<p>語句の追記</p> <p>語句の修正</p>
1	第2条 用語の定義	<p>一 「調査区域」とは、用地調査等を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。</p> <p>三 「監督員」とは、受注者への指示、受注者との協議又は受注者からの報告を受ける等の事務を行う者で、設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）第9条により、発注者が受注者に通知した者をいう。</p> <p>四 「検査員」とは、契約書第31条に定める完了検査において検査を実施する者をいう。</p> <p>七 「指示」とは、発注者の発議により監督員が受注者に対し、用地調査等の遂行に必要な方針、事項等を示すこと及び検査員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求めることをいい、原則として、書面により行うものとする。</p> <p>八 「承諾」とは、受注者が申し出た用地調査等の遂行に必要な事項等について、監督員が同意することをいう。</p> <p>九 「協議」とは、監督員と受注者又は主任技術者とが相互の立場で用地調査等の内容又は取り扱い等について合議することをいう。</p> <p>十 「報告」とは、受注者が用地調査等に係る権利者又は関係者等の情報及び業務の進捗状況等を必要に応じて、監督員に報告することをいう。</p>	<p>一 「調査区域」とは、用地調査等業務を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。</p> <p>三 「監督員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者への指示、受注者との協議又は受注者からの報告を受ける等の事務を行う者で、設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）第9条により、発注者が受注者に通知した者をいう。</p> <p>四 「検査員」とは、用地調査等業務の完了検査に当たって、契約書第31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。</p> <p>七 「指示」とは、監督員が受注者に対し、用地調査等業務の遂行に必要な方針、事項等について示し実施させること及び検査員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として、書面により行うものとする。</p> <p>八 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た用地調査等業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</p> <p>九 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p> <p>十 「報告」とは、受注者が監督員に対し、用地調査等業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</p>	<p>語句の追記</p> <p>語句の追記</p> <p>語句の修正・追記</p> <p>語句の修正</p> <p>語句の修正</p> <p>語句の修正</p> <p>語句の修正</p>

用地調査業務等共通仕様書（H28.11月） 新旧対照表

章	条、項目	現行条文	新条文	摘要												
1	第2条 用語の定義	<p>十五 「精度監理」とは、権利者に対し適正かつ公平な補償を実現するために、基準及び基準細則への適合性、補償の具体的妥当性について、発注者が受注者とは別に第三者の判断を得ることをいう。</p>	<p>十五 「精度監理」とは、権利者に対し適正かつ公平な補償を実現するために、基準・基準細則への適合性、補償の妥当性等について、発注者が受注者とは別に第三者の判断を得ることをいう。</p> <p>十六 「検査」とは、契約書及び仕様書等に基づき、検査員が用地調査等業務の完了を確認することをいう。</p> <p>十七 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p>	<p>語句の修正</p> <p>号の新設</p>												
1	第3条 基本的処理方針	<p>受注者は、用地調査等を実施する場合（次項に掲げる場合を除く。）において、この仕様書、基準、基準細則等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。</p> <p>2 受注者は、事業損失に関する調査、費用負担額の算定又は費用負担の説明を実施する場合には、この仕様書、三重県土木部公共事業の施行に伴う損害等の賠償に係る事務要領の制定について（昭和63年1月21日付け調第144号土木部長通知）の4 地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理について（以下「地盤変動事務処理要領」という。）に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。</p>	<p>受注者は、用地調査等業務を実施する場合（次項に掲げる場合を除く。）において、この仕様書、基準、基準細則等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。</p> <p>2 受注者は、三重県の公共事業に係る工事の施行ないし公共施設の設置により生じた地盤変動による損害等（以下「事業損失」という。）に関する調査、費用負担額の算定又は費用負担の説明を実施する場合には、この仕様書、三重県土木部公共事業の施行に伴う損害等の賠償に係る事務要領の制定について（昭和63年1月21日付け調第144号土木部長通知、以下「地盤変動事務処理要領」という。）に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。</p>	<p>語句の修正・追記</p> <p>語句の削除</p>												
1	第4条 調査対象物件の区分	<p>表2 工作物区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械設備</td> <td>原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、建築設備以外の動力設備（変電設備を含む。）、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。</td> </tr> <tr> <td>生産設備</td> <td>C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池、沈殿池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	判定基準	機械設備	原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、建築設備以外の動力設備（ 変電設備を含む。 ）、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。	生産設備	C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池、沈殿池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等	<p>表2 工作物区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械設備</td> <td>原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、キュービクル式変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。</td> </tr> <tr> <td>生産設備</td> <td>C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池及び沈殿池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	判定基準	機械設備	原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、 キュービクル式変電設備 、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。	生産設備	C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池 及び 沈殿池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等	<p>語句の追加・削除</p> <p>語句の修正</p>
区分	判定基準															
機械設備	原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、建築設備以外の動力設備（ 変電設備を含む。 ）、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。															
生産設備	C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池、沈殿池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等															
区分	判定基準															
機械設備	原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、 キュービクル式変電設備 、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。															
生産設備	C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池 及び 沈殿池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等															

用地調査業務等共通仕様書（H28.11月） 新旧対照表

章	条、項目	現行条文	新条文	摘要								
1	第4条 調査対象物件の区分	<p>表1の建物（注に掲げる設備、工作物を含む。）及び表2の他の区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。門、圍障、コンクリート叩き、アスファルト舗装道路、敷石、敷地内排水設備、一般住居にあつては屋外の給・排水設備、ガス設備、物干台（柱）、池等</p> <p>表3 立竹木区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>判 定 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庭 木 等</td> <td>A 観賞樹 住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されており、観賞上の価値を有すると認められる立木であつて、喬木（針葉樹、広葉樹）、株物類、玉物類、特殊樹、生垣用木及びほていちく等の観賞用竹をいう。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	判 定 基 準	庭 木 等	A 観賞樹 住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されており、観賞上の価値を有すると認められる立木であつて、喬木（針葉樹、広葉樹）、株物類、玉物類、特殊樹、生垣用木及びほていちく等の観賞用竹をいう。	<p>表1の建物（注に掲げる設備、工作物を含む。）及び表2の他の区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。 門、圍障、コンクリート叩き、アスファルト舗装道路、敷石、敷地内排水設備、給・排水設備、ガス設備、物干台（柱）、池等</p> <p>表3 立竹木区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>判 定 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庭 木 等</td> <td>A 観賞樹 住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されており、観賞上の価値を有すると認められる立木であつて、喬木（針葉樹及び広葉樹）、株物類、玉物類、特殊樹、生垣用木及びほていちく等の観賞用竹をいう。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	判 定 基 準	庭 木 等	A 観賞樹 住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されており、観賞上の価値を有すると認められる立木であつて、喬木（針葉樹 及び 広葉樹）、株物類、玉物類、特殊樹、生垣用木及びほていちく等の観賞用竹をいう。	<p>語句の削除 「門、」以降の改行</p> <p>語句の修正</p>
区 分	判 定 基 準											
庭 木 等	A 観賞樹 住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されており、観賞上の価値を有すると認められる立木であつて、喬木（針葉樹、広葉樹）、株物類、玉物類、特殊樹、生垣用木及びほていちく等の観賞用竹をいう。											
区 分	判 定 基 準											
庭 木 等	A 観賞樹 住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されており、観賞上の価値を有すると認められる立木であつて、喬木（針葉樹 及び 広葉樹）、株物類、玉物類、特殊樹、生垣用木及びほていちく等の観賞用竹をいう。											
1	第5条 業務従事者及び担当技術者	<p>受注者は、主任技術者の管理の下に、用地調査等に従事する者（補助者を除く。）として、その業務に十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項に定める業務従事者のうち、発注に係る用地調査等の補償業務ごとに「担当技術者」を定めるものとし、その氏名その他必要な事項を担当技術者届（様式第4号の1）及び経歴書（様式第4号の2）により監督員に届け出るものとする。ただし、担当技術者は、3名までとする。</p>	<p>受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者（補助者を除く。）として、十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項に定める業務従事者のうち、発注に係る用地調査等の補償業務ごとに「担当技術者」を定めるものとし、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日等」という。）を含む。）以内に、その氏名その他必要な事項を担当技術者届（様式第4号の1）及び経歴書（様式第4号の2）により監督員に通知しなければならない。なお、担当技術者が複数にわたる場合は8名までとする。</p>	<p>語句の修正 ・追記</p>								
2	第2章	用地調査等の基本的処理方法	用地調査等 業務 の基本的処理方法	語句の修正								
2	第1節	用地調査等の実施手続	用地調査等 業務 の実施手続	語句の修正								
2	第6条 施行上の業務及び心得	<p>受注者は、用地調査等の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>二 用地調査等で知り得た権利者側の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。</p> <p>三 用地調査等は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。</p>	<p>受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>二 用地調査等業務で知り得た権利者側の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。</p> <p>三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。 また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。</p>	<p>語句の修正・追記</p> <p>語句の追加 「また、」以降の改行</p>								

用地調査業務等共通仕様書（H28.11月） 新旧対照表

章	条、項目	現行条文	新条文	摘要
2	第7条 現地踏査	受注者は、用地調査等の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。	受注者は、用地調査等 業務 の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。	語句の追加
2	第8条 業務計画の策定等	<p>受注者は、用地調査等を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に業務計画書（様式第5号の1）を策定し、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日等」という。）を含む）以内に監督員に提出するものとする。</p> <p>3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出するものとする。</p> <p>5 契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務の実績は、以下の各号により登録を行わなければならない。 (1) 受注者は、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、書面により監督員の確認を受けたいうで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、受注者は、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>受注者は、用地調査等業務を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に業務計画書（様式第5号の1）を策定し、契約締結後14日（休日等を含む）以内に監督員に提出するものとする。</p> <p>3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。</p> <p>5 契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務の実績は、以下の各号により登録を行わなければならない。 (1) 受注者は、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、書面により監督員の確認を受けたいうで、登録機関に登録申請しなければならない。 なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とす る（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、受注者は、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合 においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機 関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認 書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。</p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>語句の追加 ・削除</p> <p>語句の修正</p> <p>語句の追加</p>

用地調査業務等共通仕様書（H28.11月） 新旧対照表

章	条、項目	現行条文	新条文	摘要
2	第8条 業務計画の策定等	<p>(2) 農林水産部が所掌する農業農村整備事業の業務は、前号によらず、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づき、受注・変更・完了時に登録データを作成し、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、監督員に電子メールで送信し承認を受けるものとする。また、後日、登録機関から電子メールで送信される、「AGRIS登録結果通知」を監督員に提出するものとする。</p> <p>なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>(2) 農林水産部が所掌する農業農村整備事業の業務は、前号によらず、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づき、受注・変更・完了時に登録データを作成し、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、監督員に電子メールで送信し承認を受けるものとする。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、後日、登録機関から電子メールで送信される、「AGRIS登録結果通知」を監督員に提出するものとする。</p> <p>なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>語句の追加 「また、」以降の改行</p>
2	第9条 監督員の指示等	<p>受注者は、用地調査等の実施に先立ち、主任技術者を立ち合わせたうえで、監督員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。</p> <p>2 受注者は、用地調査等の実施にあたりこの仕様書、特記仕様書又は、監督員の指示について疑義が生じたときは、監督員と協議するものとし、その結果については受注者が記録簿（様式第7号）に記録し相互に確認するものとする。</p>	<p>受注者は、用地調査等業務の実施に先立ち、主任技術者を立ち合わせたうえで、監督員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。</p> <p>2 受注者は、用地調査等業務の実施にあたりこの仕様書、特記仕様書又は、監督員の指示について疑義が生じたときは、監督員と協議するものとし、その結果については受注者が記録簿（様式第7号）に記録し相互に確認するものとする。</p>	<p>語句の修正</p>
2	第10条 支給品等	<p>受注者は、用地調査等を実施するに当たり必要な図面その他の資料を支給品として使用する場合には、発注者から貸与又は交付支給を受けるものとする。</p> <p>5 受注者は、用地調査等が完了したときは、完了の日から3日以内に支給品を返納するとともに支給品精算書（様式第10号）及び支給品返納書（様式第11号）を監督員に提出するものとする。</p>	<p>受注者は、用地調査等業務を実施するに当たり必要な図面その他の資料を支給品として使用する場合には、発注者から貸与又は交付支給を受けるものとする。</p> <p>5 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、完了の日から3日以内に支給品を返納するとともに支給品精算書（様式第10号）及び支給品返納書（様式第11号）を監督員に提出するものとする。</p>	<p>語句の修正</p>
2	第11条 立入り及び立会い	<p>受注者は、用地調査等のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。</p> <p>2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、あらかじめ、監督員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>3 受注者は、用地調査等を行うため土地、建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。</p>	<p>受注者は、用地調査等業務のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。</p> <p>2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、あらかじめ、監督員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>3 受注者は、用地調査等業務を行うため土地、建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。</p>	<p>語句の修正</p>

用地調査業務等共通仕様書（H28.11月） 新旧対照表

章	条、項目	現行条文	新条文	摘要
2	第12条 障害物の伐採	受注者は、用地調査等を行うため障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。	受注者は、用地調査等業務を行うため障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。	語句の修正
2	第13条 身分証明書の携帯	受注者は、発注者から用地調査等に従事する者の身分証明書（様式第19号）の交付を受け、業務に従事する者に携帯させるものとする。 2 用地調査等に従事する者は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。 3 受注者は、用地調査等が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。	受注者は、発注者から用地調査等業務に従事する者の身分証明書（様式第19号）の交付を受け、業務に従事する者に携帯させるものとする。 2 用地調査等業務に従事する者は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。 3 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。	語句の修正
2	第14条 算定資料	受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する移転補償額等の算定又は三重県の公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の費用負担額等の算定に当たっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、監督員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。	受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する補償額等の算定又は三重県の公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の費用負担額等の算定に当たっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、監督員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。	語句の削除
2	第15条 監督員への進捗状況の報告	2 受注者は、監督員から用地調査等の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。	2 受注者は、監督員から用地調査等業務の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。	語句の修正
2	第16条 成果物の一部提出等	受注者は、用地調査等の実施期間中であっても、監督員が成果物の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。 3 受注者は、用地調査のうち精度監理を実施するものとされたものについては、監督員の指示により第17条に定める成果物の提出に先立って、仮提出をしなければならない。	受注者は、用地調査等業務の実施期間中であっても、監督員が成果物の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。 3 受注者は、用地調査等業務のうち精度監理を実施するものとされたものについては、監督員の指示により第17条に定める成果物の提出に先立って、仮提出をしなければならない。	語句の修正
2	第17条 成果物	一 用地調査等の区分及び内容ごとに整理し、編集する。 三 目次及び頁を付す。	一 用地調査等業務の区分及び内容ごとに整理し、編集する。 三 目次及びページを付す。	語句の修正
2	第18条 検査	受注者は、検査員が用地調査等の完了検査を行うときは、主任技術者を立ち合わせるものとする。 3 受注者は、「三重県建設工事検査規則」を遵守しなければならない。	受注者は、検査員が用地調査等業務の完了検査を行うときは、主任技術者を立ち合わせるものとする。 3 受注者は、「三重県建設工事検査規則」を遵守するものとする。	語句の修正

用地調査業務等共通仕様書（H28.11月） 新旧対照表

章	条、項目	現行条文	新条文	摘要												
	第2節 数量等の処理															
2	第24条 補償額等の端数処理	<p>補償額等の算定を行う場合の資材単価等の端数処理は、原則として、次の各号によるものとする。</p> <p>一 補償額算定に必要となる資材単価等は、次による。</p> <table border="1"> <tr> <td>100円未満のとき</td> <td>1円未満切り捨て</td> </tr> <tr> <td>100円以上10,000円未満のとき</td> <td>10円未満切り捨て</td> </tr> <tr> <td>10,000円以上のとき</td> <td>100円未満切り捨て</td> </tr> </table> <p>二 建物等の移転料の算定のための共通仮設費及び諸経費等にあつては、100円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切り捨てとする。</p> <p>三 建物の1平方メートル当たりで算出する単価（現在価格等）は、100円未満切り捨てとする。</p> <p>四 工作物等の補償単価は、次による。</p> <table border="1"> <tr> <td>100円未満のとき</td> <td>1円未満切り捨て</td> </tr> <tr> <td>100円以上10,000円未満のとき</td> <td>10円未満切り捨て</td> </tr> <tr> <td>10,000円以上のとき</td> <td>100円未満切り捨て</td> </tr> </table>	100円未満のとき	1円未満切り捨て	100円以上10,000円未満のとき	10円未満切り捨て	10,000円以上のとき	100円未満切り捨て	100円未満のとき	1円未満切り捨て	100円以上10,000円未満のとき	10円未満切り捨て	10,000円以上のとき	100円未満切り捨て	<p>建物等の補償額の算定を行う場合の端数処理は、原則として、次の各号に掲げる場合を除き、1円未満切り捨てとする。</p> <p>一 補償単価及び資材単価等は、次による。</p> <p>イ 100円未満のとき 1円未満切り捨て</p> <p>ロ 100円以上10,000円未満のとき 10円未満切り捨て</p> <p>ハ 10,000円以上のとき 100円未満切り捨て</p> <p>二 共通仮設費及び諸経費にあつては、100円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切り捨てとする。</p> <p>三 建物の1平方メートル当たりで算出する単価（現在価格等）は、100円未満切り捨てとする。</p>	<p>語句の修正</p> <p>語句の修正・削除</p>
100円未満のとき	1円未満切り捨て															
100円以上10,000円未満のとき	10円未満切り捨て															
10,000円以上のとき	100円未満切り捨て															
100円未満のとき	1円未満切り捨て															
100円以上10,000円未満のとき	10円未満切り捨て															
10,000円以上のとき	100円未満切り捨て															
4	第4章 用地測量															
4	第2節 境界測量															
4	第39条 作業方法等	<p>用地測量の作業方法、精度その他必要な事項については、三重県公共測量作業規程（作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号、平成23年度国土交通省告示第334号及び平成25年度国土交通省告示第286号により一部改正）を準用）によるほか、測量業務共通仕様書及びこの共通仕様書によるものとする。</p>	<p>用地測量の作業方法、精度その他必要な事項については、三重県公共測量作業規程（作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号、平成23年度国土交通省告示第334号、平成25年度国土交通省告示第286号及び平成28年度国土交通省告示第565号により一部改正）を準用）によるほか、測量業務共通仕様書及びこの共通仕様書によるものとする。</p>	<p>語句の追加</p>												
4	第3節 土地の面積計算															
4	第45条 面積計算の範囲	<p>面積計算の範囲は、第37条に定める画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。</p> <p>一 画地のすべてが用地取得の対象となる計画幅員線（以下「用地取得線」という。）の内に存する時は、その画地面積</p>	<p>面積計算の範囲は、第37条に定める画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。</p> <p>一 画地のすべてが用地取得の対象となる計画幅員線（以下「用地取得線」という。）の内に存するときは、その画地面積</p>	<p>語句の修正</p>												
4	第4節 用地実測図等の作成															
4	第48条 用地実測図の作成	<p>二 用地実測図には次の事項から監督員が指示する事項を記入する。</p> <p>(12) 道路名、水路名</p>	<p>二 用地実測図には次の事項から監督員が指示する事項を記入する。</p> <p>(12) 道路名及び水路名</p>	<p>語句の修正</p>												

用地調査業務等共通仕様書（H28.11月） 新旧対照表

章	条、項目	現行条文	新条文	摘要
5	第5章 土地評価			
5	第53条 現地踏査及び資料作成	土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要となる次の各号に掲げる資料を作成するものとする。 一 同一状況地域区分図 (4) 幹線道路の種別、幅員	土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要となる次の各号に掲げる資料を作成するものとする。 一 同一状況地域区分図 (4) 幹線道路の種別及び幅員	語句の修正
6	第6章 建物等の調査			
6	第1節 調査			
6	第60条 木造建物	木造建物〔1〕の調査は、中部用対の定める木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により行うものとする。	木造建物〔1〕の調査は、 建物移転料算定要領（案）（平成28年3月31日付け中部用対第59号（以下「建物要領」という。））別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。） により行うものとする。 なお、木造建物要領第23条の「起業者が別途定める補償金算定標準書等」は「中部地区用地対策連絡協議会損失補償算定標準書」とする。	語句の修正・追加
6	第62条 非木造建物	非木造建物〔1〕の調査は、 中部用対の定める 非木造建物調査積算要領（以下「非木造建物要領」という。）により行うものとする。	非木造建物〔1〕の調査は、 建物要領別添二 非木造建物調査積算要領（以下「非木造建物要領」という。）により行うものとする。 なお、非木造建物要領第10条の「起業者が別途定める補償金算定標準書等」は「中部地区用地対策連絡協議会損失補償算定標準書」とする。	語句の修正・追加
6	第64条 生産設備	生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。 三 規模（形状、寸法）、材質及び数量	生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。 三 規模（形状 及び 寸法）、材質及び数量	語句の修正
6	第68条 立竹木	立竹木の調査は、第4条表3の区分ごとに次の各号により行うものとする。 一 庭木等（観賞樹、効用樹、風致木）の調査 二 用材林立木の調査 (1) 権利者ごとに、原則として、毎木調査により、樹種、胸高直径、 林令 （又は植林年次）、人工林・天然生林の別、林相ごとの単位面積当たりの植栽本数（10m四方〔100㎡〕を標準とし、haあたりに換算する。）、管理の状況等を調査する。ただし、胸高直径5cm未満の天然生林についてはこの限りでない。	立竹木の調査は、第4条表3の区分ごとに次の各号により行うものとする。 一 庭木等（観賞樹、効用樹 及び 風致木）の調査 二 用材林立木の調査 (1) 権利者ごとに、原則として、毎木調査により、樹種、胸高直径、 林齢 （又は植林年次）、人工林・天然生林の別、林相ごとの単位面積当たりの植栽本数（10m四方〔100㎡〕を標準とし、haあたりに換算する。）、管理の状況等を調査する。ただし、胸高直径5cm未満の天然生林についてはこの限りでない。	語句の修正

用地調査業務等共通仕様書（H28.11月） 新旧対照表

章	条、項目	現行条文	新条文	摘要
6	第 68 条 立竹木	<p>(2) 監督員から、標準地調査法により調査を実施する旨の指示があったときは、次により行う。</p> <p>① 権利者ごとに、当該土地に植栽されている立木を樹種ごと一括して取扱うことが相当と認められる区域を決定し、調査する。ただし、同樹種区域であっても立木の粗密度、径級、配置、成育状況、植林年次が異なっていると認められる場合には、これらが異なるごとの範囲を調査し、区分する。</p> <p>② ①で定めた区域内で最も標準と認められる範囲（標準地）1,000 平方メートル程度を定め、当該範囲内にある樹種名、胸高直径、本数及び樹令（又は植林年次）を調査する。なお、①で定めた区域が 5,000 平方メートル程度以下の場合には、標準地の面積を当該区域面積の 10 パーセント程度をもって行う。</p>	<p>(2) 監督員から、標準地調査法により調査を実施する旨の指示があったときは、次により行う。</p> <p>イ 権利者ごとに、当該土地に植栽されている立木を樹種ごと一括して取扱うことが相当と認められる区域を決定し、調査する。ただし、同樹種区域であっても立木の粗密度、径級、配置、成育状況、植林年次が異なっていると認められる場合には、これらが異なるごとの範囲を調査し、区分する。</p> <p>ロ イで定めた区域内で最も標準と認められる範囲（標準地）1,000 平方メートル程度を定め、当該範囲内にある樹種名、胸高直径、本数及び樹令（又は植林年次）を調査する。なお、イで定めた区域が 5,000 平方メートル程度以下の場合には、標準地の面積を当該区域面積の 10 パーセント程度をもって行う。</p>	語句の修正
6	第 2 節 調査書等の作成			
6	第 70 条 法令に基づく施設改善	第 59 条の調査結果を基に調査書を作成するものとする。	法令に基づく施設改善の調査書は 、第 59 条の調査結果を基に調査書を作成するものとする。	語句の追加
6	第 79 条 立竹木	<p>2 第 68 条五号又は第二号、第三号、第六号及び第七号で標準地調査を行ったものの図面には、次の各号の事項を記載するものとする。</p> <p>一 標準地の位置、面積</p> <p>二 標準地を基準として樹木数量等を決定した範囲、面積</p>	<p>2 第 68 条五号又は第二号、第三号、第六号及び第七号で標準地調査を行ったものの図面には、次の各号の事項を記載するものとする。</p> <p>一 標準地の位置及び面積</p> <p>二 標準地を基準として樹木数量等を決定した範囲及び面積</p>	語句の修正
6	第 3 節 算定			
6	第 82 条 木造建物	2 木造建物の 移転料 の算定は、監督員から指示された移転工法により行うものとする。	2 木造建物の 補償額 の算定は、監督員から指示された移転工法に 従い、建物要領 により行うものとする。	語句の修正・追加
6	第 83 条 木造特殊建物	2 木造特殊建物の 移転料 の算定は、監督員から指示された移転工法により行うものとする。	2 木造特殊建物の 補償額 の算定は、監督員から指示された移転工法に 従い、建物要領 により行うものとする。	語句の修正・追加
6	第 84 条 非木造建物	2 非木造建物の 移転料 の算定は、監督員から指示された移転工法により行うものとする。	2 非木造建物の 補償額 の算定は、監督員から指示された移転工法に 従い、建物要領 により行うものとする。	語句の修正・追加

用地調査業務等共通仕様書（H28.11月） 新旧対照表

章	条、項目	現行条文	新条文	摘要
7	第7章 営業その他の調査			
7	第1節 調査			
7	第93条 営業に関する調査	<p>法人が営業主体である場合の営業に関する調査は、補償額の算定に必要な次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>三 収益及び経費に関するもの 営業調査表（様式第32号の1から第32号の4）の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の写を収集する。</p> <p>（2）直近3か年の事業年度の損益計算書写、貸借対照表写</p> <p>（3）直近1年の事業年度の総勘定元帳写、固定資産台帳写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。</p> <p>（4）直近1年の事業年度の次の帳簿写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。</p> <p>① 正規の簿記の場合 売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳、預金出納帳</p> <p>② 簡易簿記の場合 現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳</p>	<p>法人が営業主体である場合の営業に関する調査は、補償額の算定に必要な次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>三 収益及び経費に関するもの 営業調査表（様式第32号の1から第32号の4）の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の写を収集する。</p> <p>（2）直近3か年の事業年度の損益計算書写及び貸借対照表写</p> <p>（3）直近1年の事業年度の総勘定元帳写及び固定資産台帳写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。</p> <p>（4）直近1年の事業年度の次の帳簿写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。</p> <p>イ 正規の簿記の場合 売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳及び預金出納帳</p> <p>ロ 簡易簿記の場合 現金出納帳、売掛帳、買掛帳及び経費帳</p>	<p>語句の修正</p>
7	第94条 居住者等に関する調査	<p>居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 氏名、住所（建物番号、室番号）</p> <p>二 居住者の家族構成（氏名、生年月日）</p>	<p>居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 氏名、住所（建物番号及び室番号）</p> <p>二 居住者の家族構成（氏名及び生年月日）</p>	<p>語句の修正</p>
7	第95条 動産に関する調査	<p>動産に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 所有者の氏名等及び住所等（建物番号、室番号）</p> <p>四 一般動産については、品目、形状、寸法、容量、重量</p>	<p>動産に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 所有者の氏名等及び住所等（建物番号及び室番号）</p> <p>四 一般動産については、品目、形状、寸法、容量及び重量</p>	<p>語句の修正</p>
9	第9章 予備調査			
9	第1節 調査			
9	第103条 敷地使用実態調査	<p>予備調査に係る工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>四 敷地内の使用状況等</p> <p>（3）原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量</p>	<p>予備調査に係る工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>四 敷地内の使用状況等</p> <p>（3）原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに原材料、製品等の品目及び数量</p>	<p>語句の修正</p>
10	第10章 移転工法案の検討			
10	第1節 調査			

用地調査業務等共通仕様書（H28.11月） 新旧対照表

章	条、項目	現行条文	新条文	摘要
10	第 113 条 敷地使用実態の調査	工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第 103 条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。 四 敷地内の使用状況等 (3) 原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量	工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第 103 条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。 四 敷地内の使用状況等 (3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに原材料、製品等の品目及び数量	語句の修正
10	第 2 節 調査書等の作成			
10	第 116 条 補償額の比較	前条の移転工法案を作成したときは、基準細則第 15 第 1 (4) 第四号に定める補償額の比較を行うものとする。	前条の移転工法案を作成したときは、基準細則第 15 第 1 項 (4) 第四号に定める補償額の比較を行うものとする。	語句の修正
11	第 11 章 再算定業務			
11	第 117 条 再算定業務	再算定業務とは、建物等の移転補償額について再度算定する（再調査して算定する場合を含む。）ことをいう	再算定業務とは、建物等の補償額について再度算定する（再調査して算定する場合を含む。）ことをいう。	語句の削除
11	第 118 条 再算定の方法	建物等の移転補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の移転工法及び移転補償額の算定方法により行うものとする。 一 移転補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、基準細則又は調査積算要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。 二 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき移転補償額を算定する。この場合における移転工法は、監督員の指示による。	建物等の補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の移転工法及び移転補償額の算定方法により行うものとする。 一 補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、基準細則又は調査積算要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。 二 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき補償額を算定する。この場合における移転工法は、監督員の指示による。	語句の削除
13	第 13 章 事業認定申請図書等の作成			
13	第 127 条 事業認定申請図書の作成	事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 16 条に規定する事業の認定を受けるため、法第 18 条の規定による事業認定申請書及び添付書類等を作成することをいう。	事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下この章において「法」という。）第 16 条に規定する事業の認定を受けるため、法第 18 条の規定による事業認定申請書及び添付書類等を作成することをいう。	語句の追加
15	第 15 章 写真台帳の作成			
15	第 151 条 写真台帳の作成	受注者は、第 6 章、第 7 章、第 9 章、第 10 章及び第 14 章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。 五 第 9 章及び第 10 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督員の指示により前各号に準じて行うものとする。	受注者は、第 6 章、第 7 章、第 9 章、第 10 章及び第 14 章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。 五 第 9 章、第 10 章及び第 14 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督員の指示により前各号に準じて行うものとする。	語句の追加
16	第 16 章 土地調書及び物件調書の作成等			
16	第 152 条 土地調書等の作成	受注者は、第 3 章、第 4 章、第 6 章、第 7 章及び第 13 章に定める業務の成果物により、土地調書（様式第 38 号）及び物件調書（様式第 39 号）を作成するものとする。	受注者は、第 3 章、第 4 章、第 6 章及び第 7 章に定める業務の成果物により、土地調書（様式第 38 号）及び物件調書（様式第 39 号）を作成するものとする。	語句の修正

用地調査業務等共通仕様書（H28.11月） 新旧対照表

章	条、項目	現行条文				新条文				摘要
別記2（第17条関係）	成果物一覧表	業務区分	成果物の名称	規格等	備考	業務区分	成果物の名称	規格等	備考	語句の修正 語句の修正 語句の修正
		建物等の調査	木造建物〔Ⅰ〕の調査	木造建物〔Ⅰ〕調査表	木造建物要領参照 様式第1 木造建物数量計算書(様式2~7)を含む	建物等の調査	木造建物〔Ⅰ〕の調査	木造建物調査表	木造建物要領参照 様式第1 木造建物数量計算書(様式2~6)を含む	
				木造建物〔Ⅰ〕推定再建築費計算書	損失補償算定標準書 算定要領編参照 様式第10			木造建物建築直接工事費計算書	損失補償算定標準書 算定要領編参照 様式第9	
				建物移転料計算書	損失補償算定標準書 算定要領編参照 様式第10の2 曳家工事費計算書(様式10の3)、取りこわし直接工事費計算書(様式10の4、5)、建物現在価額計算書(様式10の6)を含む			建物移転料算定表	損失補償算定標準書 算定要領編参照 再築工法(様式第1号)、改造工法(様式第2号)、復元工法(様式第3号)、除却工法(様式第4号)を含む	
建物等の調査	非木造建物〔Ⅰ〕及び〔Ⅱ〕の調査	建物移転料計算書	損失補償算定標準書 算定要領編参照 様式第10の2 曳家工事費計算書(様式10の3)、取りこわし直接工事費計算書(様式10の4、5)、建物現在価額計算書(様式10の6)を含む	建物等の調査	非木造建物〔Ⅰ〕及び〔Ⅱ〕の調査	建物移転料算定表	損失補償算定標準書 算定要領編参照 再築工法(様式第1号)、改造工法(様式第2号)、復元工法(様式第3号)、除却工法(様式第4号)を含む	語句の修正		

地質・土質調査業務共通仕様書（H28.11月） 新旧対照表

章	条、項目	現行条文	新条文	摘要
1	第 103 条 受注者の義務	第 103 条 受注者の義務 受注者は、契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。	第 103 条 受発注者の責務 受注者は、契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。	語句の追記
1	第 106 条 設計図書の支給及び点検	2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。	2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督員に報告し、その指示を受けなければならない。	語句の削除
1	第 108 条 現場代理人等	-	8 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。	新設
1	第 109 条 照査の実施	-	2 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。 (1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。 (2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又は業務の履行に必要な知識（同等の能力）と経験を有する技術者（技術管理者）あるいはRCCMの資格保有者であり、日本語に堪能でなければならない。なお、設計図書で定めのある場合はこの限りではない。 (3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。 (4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。 (5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ主任技術者に提出するものとする。 3 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。	新設

地質・土質調査業務共通仕様書（H28.11月） 新旧対照表

章	条、項目	現行条文	新条文	摘要
1	第110条 担当技術者	<p>1 受注者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）</p> <p>なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。</p>	<p>1 受注者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）</p> <p>なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。</p>	語句の追記
1	第111条 提出書類	<p>3 契約時又は変更時において委託料が100万円以上の業務の実績は、以下の各号により登録を行わなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、受注者は、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 農林水産部が所掌する農業農村整備事業の業務は、前号によらず、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づき、受注・変更・完了時に登録データを作成し、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、監督員に電子メールで送信し承認を受けるものとする。</p> <p>また、後日、登録機関から電子メールで送信される、「AGRIS登録結果通知」を監督員に提出するものとする。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>3 契約時又は変更時において委託料が100万円以上の業務の実績は、以下の各号により登録を行わなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、受注者は、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。</p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 農林水産部が所掌する農業農村整備事業の業務は、前号によらず、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づき、受注・変更・完了時に登録データを作成し、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、監督員に電子メールで送信し承認を受けるものとする。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、後日、登録機関から電子メールで送信される、「AGRIS登録結果通知」を監督員に提出するものとする。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	追記

地質・土質調査業務共通仕様書（H28.11月） 新旧対照表

章	条、項目	現行条文	新条文	摘要
1	第 113 条 業務計画書	2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 (1) 業務概要 ～ (10) 仮設備計画 省略 (11) その他 ※業務組織計画には、業務内容とその担当者名等を記入すること。	2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 (1) 業務概要 ～ (10) 仮設備計画 省略 (11) その他 ※業務組織計画には、業務内容とその担当者名等を記入すること。 (2) 実施方針又は(11)その他には、第 132 条個人情報の取扱い、第 133 条安全等の確保及び第 137 条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。 また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。 なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。	追記
1	第 116 条 地元関係者との交渉等	3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を 書面により 随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。	3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。	語句の削除
1	第 117 条 土地への立ち入り等	4 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業終了後 10 日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。	4 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業終了後 10 日以内 (休日等を除く) に身分証明書を発注者に返却しなければならない。	語句の追記
1	第 122 条 条件変更等	2 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに 書面をもって その旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。	2 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。	語句の削除
1	第 125 条 一時中止	1 契約書第 20 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において発注者は、受注者に 書面をもって 通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務等の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。	1 契約書第 20 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。	語句の削除
1	第 129 条 再委託	2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、 資料整理 、模型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。	2 契約書第 7 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」 は、コピー、ワープロ、印刷、製本、 速記録の作成 、トレース、模型製作、 計算処理（単純な電算処理に限る） 、データ入力、 アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業、その他特記仕様書に定める事項とする。	語句の修正、削除

地質・土質調査業務共通仕様書（H28.11月） 新旧対照表

章	条、項目	現行条文	新条文	摘要
1	第 131 条 守秘義務	2 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。	2 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。	
1	第 137 条 行政情報流出防止対策の強化	1 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。	1 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第 113 条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。	語句の修正、追記
2	第 203 条 調査等	<p>4 掘進</p> <p>(1) 掘進は地下水位の確認が出来る深さまで原則として無水掘りとする。</p> <p>(2) 孔口は・・・</p> <p>(3) 崩壊性の・・・</p> <p>(4) 原位置試験、サンプリングの・・・</p> <p>(5) 掘進中は・・・</p> <p>(6) 未固結土で・・・</p> <p>(7) 孔内水位は・・・</p> <p>(8) 岩盤ボーリングを・・・</p> <p>(9) コアチューブは・・・</p> <p>(10) 掘進中は・・・</p> <p>(11) 試料を・・・</p> <p>5 検尺</p> <p>(2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督員が立会のうえロッドを挿入した状態で残尺の検尺後、ロッドを引き抜き確認を行うものとする。</p>	<p>4 掘進</p> <p>削除</p> <p>(1) 孔口は・・・</p> <p>(2) 崩壊性の・・・</p> <p>(3) 原位置試験、サンプリングの・・・</p> <p>(4) 掘進中は・・・</p> <p>(5) 未固結土で・・・</p> <p>(6) 孔内水位は・・・</p> <p>(7) 岩盤ボーリングを・・・</p> <p>(8) コアチューブは・・・</p> <p>(9) 掘進中は・・・</p> <p>(10) 試料を・・・</p> <p>5 検尺</p> <p>(2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督員が立会のうえロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。</p>	<p>語句の削除</p> <p>条項のずれを修正</p> <p>語句の修正、追記</p>
4	第 401 条 目的	1 標準貫入試験は、原位置における土の硬軟や、締まり具合の相対値を知るとともに、試料採取することを目的とする。	1 標準貫入試験は、原位置における地盤の硬軟や、締まり具合の判定、及び土層構成を把握するための試料採取することを目的とする。	語句の修正
4	第 404 条 目的	スウェーデン式サウンディング試験は、比較的浅い原位置地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。	スウェーデン式サウンディング試験は、深さ 10m 程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。	語句の修正
9	第 905 条 雨量観測	—	<p>地すべりの変動と降雨量との相関関係を把握するために、降雨量を計測する。計測には、測量結果を自動転送する機能を有した雨量計の使用を標準とする。</p> <p>第 906 条 解析</p> <p>第 907 条 対策工法選定</p> <p>第 908 条 報告書作成</p>	<p>新設</p> <p>条項のずれを修正</p>

設計業務等共通仕様書（H28.11月） 新旧対照表

編	条、項目	現行条文	新条文	摘要
1	第 1102 条 用語の定義		(29) 「提示」とは、受注者が監督員または検査員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。 (30) 「書面」とは・・・～(38) 「使用人等」とは・・・	新設 条項のずれを修正
1	第 1103 条 受注者の義務	第 1103 条 受注者の義務 受注者は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。	第 1103 条 受発注者の責務 受注者は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。	語句の追記
1	第 1105 条 設計図書の支給及び点検	2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。	2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督員に報告し、その指示を受けなければならない。	語句の削除
1	第 1107 条 管理技術者	4 管理技術者に委任できる権限は、契約書第 10 条第 2 項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限(契約書第 10 条第 2 項の規定により行使できないとされた権限を除く。)を有するものとされ発注者及び監督員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。 8 管理技術者が県発注業務委託において・・・	4 管理技術者に委任できる権限は、契約書第 10 条第 2 項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限(契約書第 10 条第 2 項の規定により行使できないとされた権限を除く。)を有するものとされ発注者及び監督員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。 7 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。 8 管理技術者が県発注業務委託において・・・	語句の削除 新設 条項のずれを修正
1	第 1108 条 照査技術者及び照査の実施	1 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。 (5) 照査技術者は・・・	1 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。 詳細設計においては、成果物をとりまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下、「赤黄チェック」という）を原則として実施する。 なお、赤黄チェックの資料は、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 (5) 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする（詳細設計に限る）。 (6) 照査技術者は・・・	新設 新設 条項のずれを修正

設計業務等共通仕様書（H28.11月） 新旧対照表

編	条、項目	現行条文	新条文	摘要
1	第1108条 照査技術者及び照査の実施		3 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。	新設
1	第1110条 提出書類	<p>3 契約時又は変更時において委託料が100万円以上の業務の実績は、以下の各号により登録を行わなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、受注者は、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 農林水産部が所掌する農業農村整備事業の業務は、前号によらず、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づき、受注・変更・完了時に登録データを作成し、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、監督員に電子メールで送信し承認を受けるものとする。</p> <p>また、後日、登録機関から電子メールで送信される、「AGRIS登録結果通知」を監督員に提出するものとする。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	<p>3 契約時又は変更時において委託料が100万円以上の業務の実績は、以下の各号により登録を行わなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、受注者は、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。</p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 農林水産部が所掌する農業農村整備事業の業務は、前号によらず、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づき、受注・変更・完了時に登録データを作成し、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、監督員に電子メールで送信し承認を受けるものとする。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、後日、登録機関から電子メールで送信される、「AGRIS登録結果通知」を監督員に提出するものとする。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p>	語句の追記

設計業務等共通仕様書（H28.11月） 新旧対照表

編	条、項目	現行条文	新条文	摘要
1	第 1112 条 業務計画書	<p>2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。</p> <p>(1) 業務概要 ～ (10) 使用する主な機器 (11) その他</p> <p>※業務組織計画には、業務内容とその担当者名等を記入すること。</p>	<p>2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 業務概要 ～ (10) 使用する主な機器 (11) その他</p> <p>※業務組織計画には、業務内容とその担当者名等を記入すること。</p> <p>(2) 実施方針又は(11)その他には、第 1131 条個人情報の取扱い、第 1132 条安全等の確保及び第 1136 条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。</p> <p>また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。</p> <p>なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。</p>	追記
1	第 1115 条 地元関係者との交渉等	<p>3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p>	<p>3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p>	語句の削除
1	第 1116 条 土地への立ち入り等	<p>4 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、立入り作業完了後 10 日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p>	<p>4 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、立入り作業完了後 10 日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p>	語句の追記
1	第 1124 条 一時中止	<p>1 契約書第 20 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。</p>	<p>1 契約書第 20 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。</p>	語句の削除
1	第 1128 条 再委託	<p>2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては発注者の承諾を必要としない。</p>	<p>2 契約書第 7 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業、その他特記仕様書に定める事項とする。</p>	新設
1	第 1130 条 守秘義務	<p>2 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。</p>	<p>2 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。</p>	語句の削除

設計業務等共通仕様書（H28.11月） 新旧対照表

編	条、項目	現行条文	新条文	摘要
1	第 1136 条 行政情報流出防止対策の強化	1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。	1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、 第 1112 条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。	語句の修正、追記
2	第 2212 条 河道計画	(4) 現況河道解析 受注者は、各河川の状況に応じて河川工作物調査・・・支川流入状況の実態把握等の調査項目 に対し、現況河道解析を行うものとする。	(4) 河川特性の把握 受注者は、各河川の状況に応じて河川工作物調査・・・支川流入状況の実態把握等の調査項目 を行い、河川特性を把握するものとする。	語句の修正
2	第 2310 条 樋門詳細設計	(5) 構造設計 5) ゲート工及び操作室の設計 ② ゲート開閉機設備 開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し参考図としてまとめるものとする。	(5) 構造設計 5) ゲート工及び操作室の設計 ② ゲート開閉機設備 開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し参考図としてまとめるものとする。 なお、操作制御方式の検討、機器配置検討、操作制御設備の配線図の作成等については別途設計図書に示される業務内容として行うものとする。 ④ 管理橋 管理橋の仕様、形状寸法、設計条件に基づき、構造計算を行い、一般図を作成するものとする。	実施する業務内容を明記 新設
4	第 4304 条 砂防堰堤及び床固工詳細設計	(4) 施設設計 1) 本土工設計 受注者は、予定された計画地点の・・・ ①本堰堤 ～ ⑥魚道工	(4) 施設設計 1) 本土工設計 受注者は、予定された計画地点の・・・ ①本堰堤 ～ ⑤床固工 ⑥流末処理工 ⑦魚道工	項目を追記
6	第 6408 条 道路詳細設計	(6) 小構造物設計 受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ 2m 未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅 2m 以下または延長 100m 以下）、集水柵、防護柵工、取付道路（幅 3m 以下または延長 30m 未満）、階段工（高さ 3m 未満）等を設計するものとする。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。	(6) 小構造物設計 受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ 2m 未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅 2m 以下または延長 100m 以下）、集水柵、防護柵工、取付道路（幅 3m 以下または延長 30m 未満）、階段工（高さ 3m 未満）等を設計するものとする （照明施設は除く） 。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。	語句の追記
6	第 6423 条 一般構造物予備設計	(中略) なお 4) の覆工に関して、受注者は設計図書により与えられる対象の覆工と荷重の規模に基づき実施するものとする。又、 発注者 は 2) の擁壁・補強土工・U 型擁壁及び、3) 法面工に関して、スベリ安定解析が必要となる場合にはその旨を監督員に報告すると共に、指示を受けるものとする。	(中略) なお 4) の覆工に関して、受注者は設計図書により与えられる対象の覆工と荷重の規模に基づき実施するものとする。又、 受注者 は 2) の擁壁・補強土工・U 型擁壁及び、3) 法面工に関して、スベリ安定解析が必要となる場合にはその旨を監督員に報告すると共に、指示を受けるものとする。	語句の修正

設計業務等共通仕様書（H28.11月） 新旧対照表

編	条、項目	現行条文	新条文	摘要
6	第8節 盛土・切土設計	-	<p>第8節 盛土・切土設計</p> <p>第6427条 盛土・切土設計の区分</p> <p>1 盛土・切土設計は以下の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 盛土・切土予備設計</p> <p>(2) 盛土・切土詳細設計</p> <p>第6428条 盛土・切土予備設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>盛土・切土の設計は、使用目的との適合性・構造物の安定性・施工性・維持管理・経済性の観点から、盛土・切土ごとに構造形式の比較検討を行い、基本構造諸元を決定することを目的とする。</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1) 設計計画</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査</p> <p>受注者は、道路設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、設計図書の指示により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>(3) 設計条件の確認</p> <p>受注者は、設計図書に示された道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本条件について確認を行うと共に、関係機関との対外協議の既往資料及び貸与資料を当該設計用に整理し、その内容に疑義ある場合及び不足資料がある場合は、監督員に報告し、指示を受けるものとする。設計に際して要求される性能は、重要度に応じ、連続又は隣接する構造物等の要求性能・影響を考慮して選定する。</p> <p>(4) 概略設計計算（現況解析）</p> <p>受注者は、計画した盛土・切土について、影響する作用及びこれらの組合せに対して選定した要求性能を満足することを確認する。必要に応じて、軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を実施する。なお、これによりがたい場合は監督員と協議するものとする。選定した要求性能を満足しない場合には、対策工法の概略設計を行う。</p>	新設

設計業務等共通仕様書（H28.11月） 新旧対照表

編	条、項目	現行条文	新条文	摘要
6	第8節 盛土・切土設計	—	<p>(5) 概略設計図 受注者は、上記までの検討結果に基づき下記の概略設計図を作成する。概略設計図は構造全体概要図を作成するものであり、以下の内容について記載するものとする。</p> <p>1) 横断面 2) 設計条件（使用材料、荷重条件）</p> <p>(6) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。</p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</p> <p>1) 設計条件 2) 道路、鉄道、河川の交差条件 3) 主要断面の設計計算結果 4) 詳細設計に向けての必要な調査、検討事項</p> <p>3 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。</p> <p>(1) 道路設計報告書 (2) 地質調査報告書 (3) 実測平面図・実測縦横断面図</p> <p>第6429条 盛土・切土詳細設計</p> <p>1 業務目的 詳細設計は、予備設計で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</p> <p>2 業務内容 (1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p>	新設

設計業務等共通仕様書（H28.11月） 新旧対照表

編	条、項目	現行条文	新条文	摘要
6	第8節 盛土・切土設計	—	<p>(2) 現地踏査 受注者は、道路設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、設計図書により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。</p> <p>(3) 設計条件の確認 受注者は、設計条件の確認について、「第6431条 盛土・切土予備設計」第2項の(3)に準ずるものとする。</p> <p>(4) 設計計算（現況解析） 受注者は、予備設計で決定された構造形式の主要構造寸法に基づき、設計図書において指示された設計条件に従い、必要に応じて、以下に示す軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を実施する。なお、これによりがたい場合は監督員と協議するものとする。</p> <p>1) 盛土 地盤圧密解析（一次元圧密沈下解析） 地盤破壊解析（円弧すべり解析） 地盤変形解析（簡便法あるいは詳細変形解析） 液状化判定（簡便法あるいは詳細解析）</p> <p>2) 切土のり面 のり面安定解析（すべり解析）</p> <p>(5) 対策工法の選定 軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析において、影響する作用及びこれらの組合せに対して選定した要求性能を満足しない場合には、対策工法の選定を行う。計画地点の地質条件および施工条件に対して適用可能な対策工を抽出し、各工法の特性・経済性・施工性・安全性・周辺への影響などを考慮して、比較検討の対象とする対策工を複数案選定する（一次選定）。</p> <p>(6) 設計計算（対策後解析） 選定された複数案の対策工について、所定の仕様に基づいて施工を実施した場合を想定した軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を行う。解析に際しては、各対策工とも、工種・対策範囲・材料強度・施工数量などをパラメータとして各々について1つあるいは複数ケースを検討するものとする。必要に応じて、以下に示す軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を実施するが、これによりがたい場合は監督員と協議するものとする。</p> <p>1) 盛土 地盤圧密解析（一次元圧密沈下解析） 地盤破壊解析（円弧すべり解析）地盤変形解析（簡便法あるいは詳細変形解析）液状化判定（簡便法あるいは詳細解析）</p> <p>2) 切土のり面 のり面安定解析（すべり解析）</p>	新設

設計業務等共通仕様書（H28.11月） 新旧対照表

編	条、項目	現行条文	新条文	摘要
6	第8節 盛土・切土設計	-	<p>(7) 最適工法の決定 各工法の特長・経済性・施工性・安全性・周辺への影響などを考慮して、総合比較検討により最適対策工法を決定する（二次選定）。</p> <p>(8) 設計図 受注者は、上記までの検討結果に基づき、設計計算から定められた構造形状や応力状態から、本体工の横断面図、平面図、縦断面図を作成するものとする。</p> <p>(9) 数量計算 受注者は、第1211条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(10) 照査 受注者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に位置、取り合い（道路現況構造物）及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。</p> <p>3) 設計方針及び手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行う。</p> <p>4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。</p> <p>(11) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</p> <p>1) 設計条件 2) 構造形式決定の経緯と選定理由 3) 構造各部の検討内容と問題点 4) 主要断面、主要部分の寸法など設計計算の主要結果 5) 施工段階での注意事項、検討事項</p> <p>3 貸与資料 第6428条 盛土・切土予備設計第3項に準ずるものとする。なお、予備設計成果がある場合はそれも含むものとする。</p>	新設

設計業務等共通仕様書（H28.11月） 新旧対照表

編	条、項目	現行条文	新条文	摘要																																																		
6	第8節 成果物	第8節 成果物 第6427条 成果物 受注者は、表6.4.1～表6.4.6に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。	第9節 成果物 第6430条 成果物 受注者は、表6.4.1～表6.4.7に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。	条項のずれを修正																																																		
6	第6430条 成果物	-	<p style="text-align: center;">表6.4.7 盛土・切土設計成果物一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">設計種別</th> <th style="width: 20%;">設計項目</th> <th style="width: 20%;">成果物項目</th> <th style="width: 15%;">縮尺</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">設計 盛土・切土 予備</td> <td rowspan="2">概略設計図</td> <td>計画位置図</td> <td>1:2,500～1:50,000</td> <td>市販地図等</td> </tr> <tr> <td>構造全体概要図</td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>概略設計計算</td> <td>設計計算書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告書</td> <td>報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">盛土・切土 詳細設計</td> <td rowspan="5">設計図</td> <td>計画位置図</td> <td>1:2,500～1:50,000</td> <td>市販地図等</td> </tr> <tr> <td>平面図</td> <td>1:500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦断面</td> <td>V=1:100 H=1:500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>標準横断面</td> <td>1:50または1:100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横断面</td> <td>1:100または1:200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計計算</td> <td>設計計算書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量計算</td> <td>数量計算書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告書</td> <td>報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	備 考	設計 盛土・切土 予備	概略設計図	計画位置図	1:2,500～1:50,000	市販地図等	構造全体概要図	適宜		概略設計計算	設計計算書			報告書	報告書			盛土・切土 詳細設計	設計図	計画位置図	1:2,500～1:50,000	市販地図等	平面図	1:500		縦断面	V=1:100 H=1:500		標準横断面	1:50または1:100		横断面	1:100または1:200		設計計算	設計計算書			数量計算	数量計算書			報告書	報告書			新設
設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	備 考																																																		
設計 盛土・切土 予備	概略設計図	計画位置図	1:2,500～1:50,000	市販地図等																																																		
		構造全体概要図	適宜																																																			
	概略設計計算	設計計算書																																																				
	報告書	報告書																																																				
盛土・切土 詳細設計	設計図	計画位置図	1:2,500～1:50,000	市販地図等																																																		
		平面図	1:500																																																			
		縦断面	V=1:100 H=1:500																																																			
		標準横断面	1:50または1:100																																																			
		横断面	1:100または1:200																																																			
	設計計算	設計計算書																																																				
	数量計算	数量計算書																																																				
	報告書	報告書																																																				